

平成19年第1回野洲市議会定例会会議録

招集年月日

平成19年3月23日

招集 場所

野洲市役所議場

応招 議員

1 番 三和 郁子	2 番 矢野 隆行
3 番 梶山 幾世	4 番 内田 聡史
5 番 奥村 治男	6 番 藤村 洋二
7 番 川口 東洋	8 番 西本 俊吉
9 番 本田 章紘	10 番 田中 良隆
11 番 藤下 茂昭	12 番 中島 一雄
13 番 田中 孝嗣	14 番 中田 幸子
15 番 小島 進	16 番 野並 享子
17 番 小菅 六雄	18 番 鈴木 市朗
19 番 原田 薫	20 番 田中栄太郎
21 番 林 克	22 番 荒川 泰宏
23 番 河野 司	24 番 秦 眞治

不応招議員

なし

出席 議員

応招議員に同じ

欠席 議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

市 長	山崎甚右衛門	助 役	川尻 良治
収 入 役	阪口 和夫	教 育 長	大堀 義治
監 査 委 員 長	米澤 博	政策推進部長	山中 清嗣
総 務 部 長	北口 守	市 民 健 康 福 祉 部 長	竹澤 良子
都市建設部長	島村 平治	環境経済部長	山田 和広
教 育 部 長	南 喜代志	政策推進部長	高田 一巳
総 務 部 次 長	前田 健司	総 務 部 次 長	田中 正二
市 民 健 康 福 祉 部 次 長	三上 秀子	都 市 建 設 部 次 長	堤 文男
環 境 経 済 部 次 長	岡野 勉	教 育 部 次 長	船橋 登志夫
広報秘書課長	富田 久和	総 務 課 長	中島 宗七

企画財政課長 佐敷 政紀

出席した事務局職員の氏名

事務局長	山中 重樹	事務局次長	井狩 重則
書記	赤坂 悦男	書記	荒川 貴之

議事日程

- 第 1 諸般の報告について
- 第 2 会議録署名議員の指名について
- 第 3 議第 1 号から議第 4 6 号まで並びに請願第 1 号及び請願第 2 号  
(野洲市副市長の定数を定める条例他 4 7 件)  
各委員長より委員会審査結果報告  
質疑、討論、採決
- 第 4 閉会中の継続審査について

追加議事日程

- 第 1 発議第 1 号から発議第 3 号まで  
(野洲市議会会議規則の一部を改正する規則他 2 件)  
提案理由説明、質疑、討論、採決
- 第 2 委任専決第 3 号及び委任専決第 4 号  
(損害賠償の額を定めることについて他 1 件)
- 第 3 議第 4 7 号から議第 5 1 号まで  
(平成 1 8 年度野洲市一般会計補正予算(第 5 号)他 4 件)  
提案理由説明、質疑、討論、採決

開議 午前 8 時 5 9 分

議事の経過

(再開)

議長(田中栄太郎君) (午前 8 時 5 9 分) 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は 2 4 名であります。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。

( 日程第 1 )

議長 ( 田中栄太郎君 ) 日程第 1、諸般の報告を行います。

出席議員 24 名、全員であります。

次に、本日の議事日程はお手元に配付いたしました議事日程のとおりであります。

次に、本定例会に説明員として出席通知のあった者の職氏名は、お手元に配付しておりますのでご了承願います。

( 日程第 2 )

議長 ( 田中栄太郎君 ) 日程第 2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 120 条の規定により、第 13 番、田中孝嗣君、第 14 番、中田幸子君を指名いたします。

( 日程第 3 )

議長 ( 田中栄太郎君 ) 日程第 3、各委員長より委員会審査報告書が提出されておりますので、議第 1 号から議第 46 号まで並びに請願第 1 号及び請願第 2 号 ( 野洲市副市長の定数を定める条例他 47 件 ) を一括議題とし、各委員長の報告を求めます。

まず、総務常任委員長の報告を求めます。

第 15 番、小島進君。

15 番 ( 小島 進君 ) 皆さん、おはようございます。15 番、小島進でございます。

去る 3 月 7 日の本会議におきまして総務常任委員会に付託を受けました議案を審査するため、3 月 13 日及び 14 日に委員会を招集し、委員全員出席のもと、市長をはじめ関係部課長の出席を求め、慎重に審査いたしました結果についてご報告申し上げます。

議第 1 号野洲市副市長の定数を定める条例、議第 2 号地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例、議第 3 号野洲市まちづくり基本条例、議第 4 号野洲市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例、議第 5 号野洲市市長、助役及び収入役の給与等に関する条例の一部を改正する条例、議第 6 号野洲市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例、議第 7 号野洲市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、議第 8 号野洲市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例、議第 9 号野洲市国民健康保険税条例の一部を改正する条例、議第 18 号平成 19 年度野洲市一般会計予算中、本委員会に付託を受けました関係予算、議第 27 号平成 19 年度野洲市土地取得特別会計予算、議第 29 号平成 18 年度野洲市一般会計補正予算 ( 第 4 号 ) 中、本委員会に付託を受けました関係予算、議

第37号第1次野洲市総合計画基本構想を定めることについて、議第38号野洲市国土利用計画（第1次野洲市計画）を定めることについて、議第40号町・字の区域及び名称の変更について、議第42号滋賀県市町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について、議第43号滋賀県自治会館管理組合理約の変更について、議第44号滋賀県市町村職員退職手当組合理約の変更について、議第45号滋賀県市町村職員研修センター規約の変更について、議第46号滋賀県市町村交通災害共済組合理約の変更について、以上の20議案を議題とし、詳細な説明を受け、質疑応答を繰り返し、採決の結果、まず議1号、議第2号、議第5号、議第6号、議第7号、議第8号、議第9号、議第27号、議第29号、議第40号、議第42号、議第43号、議第44号、議第45号、議第46号、以上15件は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第4号、議第18号、議第37号、議第38号、以上4件は賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第3号は住民投票の年齢要件、発議要件、最高規範や条例推進委員会の位置付け、条例の名称の愛称使用などについてさまざまな質疑や意見があり、今後の本市におけるまちづくりの基本となる重要な条例であることにかんがみ、さらに慎重に検討を行うため、全員をもって継続審査に付すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会に付託を受けました議案についての審査結果の報告といたします。よろしくをお願いします。

議長（田中栄太郎君） これより、総務常任委員長の報告に対する質疑を行います。ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（田中栄太郎君） ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、文教福祉常任委員長の報告を求めます。

第12番、中島一雄君。

12番（中島一雄君） 皆さん、おはようございます。12番、中島一雄でございます。

去る3月7日の定例会におきまして文教福祉常任委員会に付託を受けました議案を審査するため、3月15、16日の両日に委員会を招集し、委員全員出席のもと、市長をはじめ関係部課長の出席を求め、慎重に審査いたしました結果についてご報告いたします。

議第10号野洲市公民館条例の一部を改正する条例、議第11号野洲市史跡公園及び管

理施設条例の一部を改正する条例、議第 12 号野洲市こどもの家条例の一部を改正する条例、議第 13 号野洲市子育て支援センター条例の一部を改正する条例、議第 14 号野洲市敬老祝金条例の一部を改正する条例、議第 18 号平成 19 年度野洲市一般会計予算中、歳出の部、総務費中（第 3 項）民生費、衛生費（第 1 項、第 4 目、第 2 項、第 3 項を除く）教育費並びに関係する歳入、議第 19 号平成 19 年度野洲市国民健康保険事業特別会計予算、議第 20 号平成 19 年度野洲市老人保健事業特別会計予算、議第 21 号平成 19 年度野洲市介護保険事業特別会計予算、議第 22 号平成 19 年度野洲市地域医療振興資金貸付事業特別会計予算、議 29 号平成 18 年度野洲市一般会計補正予算（第 4 号）中、歳出の部、民生費（第 1 項、第 3 目を除く）衛生費（第 1 項、第 4 目、第 3 項を除く）教育費並びに関係する歳入、議第 30 号平成 18 年度野洲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）議第 31 号平成 18 年度野洲市老人保健事業特別会計補正予算（第 2 号）議第 32 号平成 18 年度野洲市介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）議第 39 号指定管理者の指定の変更につき議決を求めることについて、以上の 10 議案を議題とし、詳細な説明を受け、質疑応答を繰り返し、採決の結果、議第 10 号、議第 11 号、議第 12 号、議第 13 号、議第 20 号、議第 22 号、議第 29 号、議第 30 号、議第 31 号、議第 32 号、議第 39 号議案については、全員賛成にて原案のとおり可決すべきものと決しました。

また、議第 14 号、議第 18 号、議第 19 号、議第 21 号議案については、賛成多数にて原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願第 1 号中学校卒業まで医療費の完全無料化を求める請願については、賛成少数にて不採択とすべきものと決しました。

以上、文教福祉常任委員会に付託を受けました原案についての審査結果の報告といたします。

よろしくお願いいいたします。

議長（田中栄太郎君） これより、文教福祉常任委員長の報告に対する質疑を行います。ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（田中栄太郎君） ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、環境経済建設常任委員長の報告を求めます。

第 10 番、田中良隆君。

10番(田中良隆君) 皆さん、おはようございます。10番、田中良隆でございます。

去る3月7日の本会議におきまして環境経済建設常任委員会に付託を受けました議案を審査するため、3月19日に本委員会を招集し、委員全員出席のもと、市長をはじめ関係部課長の出席を求め、慎重に審査いたしました結果についてご報告いたします。

議第15号野洲市工業振興条例の一部を改正する条例、議第16号野洲市地域ふれあい公園条例の一部を改正する条例、議第17号野洲市下水道条例の一部を改正する条例、議第18号平成19年度野洲市一般会計予算中、歳出の部、衛生費中第1項、第4目、第2項、第3項、労働費、農林水産業費、商工費、土木費、消防費中第1項、第4目並びに関係する歳入、議第23号平成19年度野洲市下水道事業特別会計予算、議第24号平成19年度野洲市墓地公園事業特別会計予算、議第25号平成19年度野洲市基幹水利施設管理事業特別会計予算、議第26号平成19年度野洲市工業団地等整備事業特別会計予算、議第28号平成19年度野洲市水道事業会計予算、議第29号平成18年度野洲市一般関係補正予算(第4号)中、歳出の部、衛生費中第1項、第4目、第3項、労働費、農林水産業費、商工費、土木費、消防費並びに関係する歳入、議第33号平成18年度野洲市下水道事業特別会計補正予算(第3号)、議第34号平成18年度野洲市墓地公園事業特別会計補正予算(第1号)、議第35号平成18年度野洲市工業団地等整備事業特別会計補正予算(第2号)、議第36号平成18年度野洲市水道事業会計補正予算(第2号)、議第41号市道路線の認定及び廃止について、以上条例関係3件、予算関係11件、その他1件合わせまして15件を議題とし、詳細な説明を受け、質疑応答を繰り返し、採決の結果、全議案とも全員賛成にてすべて原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願第2号労働法制を改悪するのではなく、改善するよう国に求めて下さいの請願につきましては、賛成少数にて不採択とすべきものと決しました。

以上、環境経済建設常任委員会に付託を受けました議案についての審査結果の報告いたします。

議長(田中栄太郎君) これより、環境経済建設常任委員長の報告に対する質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(田中栄太郎君) ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

それでは、ただいま議題となっております議第1号から議第46号まで並びに請願第1号及び請願第2号の各議案について、順次討論及び採決を行います。

まず、議第1号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議第1号野洲市副市長の定数を定める条例は、総務常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

議長(田中栄太郎君) ご着席願います。起立全員であります。よって、議第1号は総務常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第2号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議第2号地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例は、総務常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

議長(田中栄太郎君) ご着席願います。起立全員であります。よって、議第2号は総務常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第3号については、通告による討論はございません。

本案の委員長報告は継続審査に付すべきものと決するでした。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議第3号野洲市まちづくり基本条例は、総務常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

議長(田中栄太郎君) ご着席願います。起立全員であります。よって、議第3号は総務常任委員長の報告のとおり継続審査に付すべきものと決しました。

次に、議第4号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議第4号野洲市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例は、総務常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(多数起立)

議長(田中栄太郎君) ご着席願います。起立多数であります。よって、議第4号は総務常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第5号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議第5号野洲市市長、助役及び収入役の給与等に関する条例の一部を改正する条例は、総務常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

議長(田中栄太郎君) ご着席願います。起立全員であります。よって、議第5号は総務常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第6号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議第6号野洲市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例は、総務常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

議長(田中栄太郎君) ご着席願います。起立全員であります。よって、議第6号は総務常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第7号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議第7号野洲市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は、総務常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

議長(田中栄太郎君) ご着席願います。起立全員であります。よって、議第7号は総務常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第 8 号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議第 8 号野洲市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例は、総務常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

( 全員起立 )

議長 ( 田中栄太郎君 ) ご着席願います。起立全員であります。よって、議第 8 号は総務常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第 9 号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議第 9 号野洲市国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、総務常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

( 全員起立 )

議長 ( 田中栄太郎君 ) ご着席願います。起立全員であります。よって、議第 9 号は総務常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第 10 号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議第 10 号野洲市公民館条例の一部を改正する条例は、文教福祉常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

( 全員起立 )

議長 ( 田中栄太郎君 ) ご着席願います。起立全員であります。よって、議第 10 号は文教福祉常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第 11 号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議第 11 号野洲市史跡公園及び管理施設条例の一部を改正する条例は、文教福祉常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

( 全員起立 )

議長（田中栄太郎君） ご着席願います。起立全員であります。よって、議第11号は文教福祉常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第12号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議第12号野洲市こどもの家条例の一部を改正する条例は、文教福祉常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

議長（田中栄太郎君） ご着席願います。起立全員であります。よって、議第12号は文教福祉常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第13号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議第13号野洲市子育て支援センター条例の一部を改正する条例は、文教福祉常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

議長（田中栄太郎君） ご着席願います。起立全員であります。よって、議第13号は文教福祉常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第14号については、討論通告書が提出されておりますので、これを許します。

まず、第16番、野並享子君。

16番（野並享子君） おはようございます。議第14号野洲市敬老祝金条例の改正について、反対討論を行います。

本条例改正は、これまで88歳で2万円の祝金支給を1万円にし、また100歳で50万円だったのを30万円に減額するというものであります。対象者がふえ続け、行財政改革の観点から削減するということですが、行財政改革の計画では、補助金の見直しは19年度で検討、20年度実施という計画でした。それが前倒しの削減となっております。対象者は88歳で148人、減額は148万円、100歳が6人、減額が120万円合わせて268万円と答弁されました。

そもそも敬老祝金は、長寿を祝い、何よりも長年にわたり国や地域の発展に貢献されたことへの敬意と感謝を表すものです。この点から、その立場でこれまで敬老祝金制度を実

施してきたものであります。にも関わらず、このままでは対象者が増加し、財政上、また行財政改革の観点から減額するというのは筋違いではないでしょうか。敬老祝金制度なるものは、この程度の考えで実施されてきたのでしょうか。

今日、高齢者への増税や医療費負担が強化される中で、一層高齢者がないがしろにされています。減額ではなく、少なくとも現行制度は維持すべきと考えます。来年度予算では新幹線新駅への負担金2,400万円が計上されています。削減すべきものが間違っているのではないのでしょうか。

今回の条例改正に対して反対を表明し、討論といたします。

議長（田中栄太郎君） 次に、第3番、梶山幾世君。

3番（梶山幾世君） 3番、梶山幾世でございます。

ただいま議題となっております議第14号野洲市敬老祝金条例の一部を改正する条例について、賛成討論を行います。

我が国は依然として少子高齢化が進展しており、人口構造の変化は今後も急速に進むことが予測されます。本市においては、特に団塊世代の人口が突出しており、10年以内にはこの団塊世代が高齢期を迎え、本格的な高齢社会へ移行してまいります。

今般、敬老祝金条例の一部改正は、祝金の支給額を近隣市町や他県の状況等を十分検討され見直しをしたものであり、市の財政事情を踏まえすと適正なものであると考えます。

先に申し上げましたが、本格的な高齢社会を迎える本市の今後のあり方を考えると、長年社会に貢献された高齢者に対し、長寿を市民全体で喜び合い、高齢になっても住み慣れた地域で安心して暮らすことができる地域社会の構築こそが、今最も望まれているものと考えます。

それだけに、今後本市の高齢者施策は高齢者本人の視点に立ち、社会情勢を的確に把握し、新たな課題に対して創意工夫を凝らし、思い切った事業の組みかえを行うなど、高齢者をはじめ市民全体が真に長寿を享受でき、尊厳を保ちながら安心して暮らすことができる方向にさらに進めていく必要があると考えます。

人は誰もが公平に年を重ねていくものであります。高齢社会の課題は市民全体の課題でもあります。したがって、行政はもちろんのこと、市民全体で高齢になってもお互いに支え合い、心豊かな生活を送ることができる地域づくりにさらに取り組んでいくことを特に切望いたしまして、賛成討論といたします。

議長（田中栄太郎君） 以上で、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議第14号野洲市敬老祝金条例の一部を改正する条例は、文教福祉常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(多数起立)

議長(田中栄太郎君) ご着席願います。起立多数であります。よって、議第14号は文教福祉常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第15号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議第15号野洲市工業振興条例の一部を改正する条例は、環境経済建設常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

議長(田中栄太郎君) ご着席願います。起立全員であります。よって、議第15号は環境経済建設常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第16号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議第16号野洲市地域ふれあい公園条例の一部を改正する条例は、環境経済建設常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

議長(田中栄太郎君) ご着席願います。起立全員であります。よって、議第16号は環境経済建設常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第17号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議第17号野洲市下水道条例の一部を改正する条例は、環境経済建設常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

議長(田中栄太郎君) ご着席願います。起立全員であります。よって、議第17号は

環境経済建設常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第18号については、討論通告書が提出されておりますので、これを許します。

まず、第16番、野並享子君。

16番（野並享子君） 議第18号平成19年度一般会計予算について、反対討論を行います。

一般会計の当初予算は、市長の政治姿勢やそれに基づく事業の推進が明らかになる重要なものであります。予算の中には、今年1月から医療費無料化制度を入院で中学校卒業まで拡充されたこと、また教育と子どもの安全の面では、中学校のパソコンが更新、小学校児童の机の更新、不審者・災害情報メール配信システムの整備や篠原小学校から要望が出されていた非常階段の改修など、市民の願いに応える予算、施策もありますが、全体を見た場合どうなのか。基本点について指摘をいたします。

市長は施政方針や予算方針で、またこれまで議会答弁では小泉内閣から現在の安倍内閣が進める財政構造改革、つまり三位一体の改革、これに基づく税源移譲などの方針について、基本的には容認の立場を表明されてきました。さらに、国の経済財政状況の分析でも、企業収益の改善、設備投資の拡大等により、所得税、消費税が増収となり、財政環境は明るい兆しを見せ、民間需要中心の穏やかな回復が見込まれると分析をされています。

しかし、この分析は市民の置かれている暮らしと生活実態と実感からかけ離れています。市民の置かれている現状というのは、自民党・公明党の財界、大企業優先の構造改革により、大企業、大資産家には減税、庶民は大増税ということになっています。高齢者をねらい撃ちした増税、また定率減税の廃止、国保などの医療制度や介護保険制度、障害者福祉制度など、相次ぐ改悪でサービスが切り捨てられ、負担が強化されています。さらには年間所得の減少と雇用では非正規雇用の拡大など、あらゆる分野で暮らしが脅かされています。その結果、貧困と格差は広がり、深刻な事態となっています。生活保護世帯や就学援助世帯の増加、また税や公共料金滞納の増加などを見ても明らかではないでしょうか。

三位一体の改革と税源移譲により、歳入では個人住民税が5億6,969万円増額になっていますが、これまでの住民税5%が10%になったことと定率減税の廃止により増額であり、市民にとっては増税ということになりました。一方、歳出では所得譲与税廃止で3億6,900万円、定率減税廃止で地方特例交付金が1億5,750万円、地方交付税が1億円減収など、税源移譲と言いながら収支では1億円のマイナスとなっています。

また、合併すれば10年間は交付税を据え置くとされていたにも関わらず、基準財政需

要額の引き下げにより、交付税は毎年削減されていますし、合併による補助金も減り、市の財政、予算の編成は困難を余儀なくされています。

このような中、予算というのは市民の立場に立って税金の無駄遣いをやめ、暮らし優先の編成が求められます。

第1点目は税金の使い方、無駄の排除と不必要な予算の問題であります。例えば新幹線栗東駅への2,400万円の負担であります。新駅は必要ない、負担するなが圧倒的な市民、県民の声です。また3月2日の大阪高裁の控訴審判決でも、起債は違法という判断がされました。法律的にもノーの審判が既に下されています。にも関わらず、協定の約束にある限り負担するというのは民意に反していますし、予算に計上することは市民の理解を得ることはできません。

第2点目は、同和関係予算も問題があります。これまでの議会でも、各議員から同和行政を終結すべきとの立場から質問がありました。市長は検討すべき時期にきていると答弁されていました。しかしながら、前年度の予算と事業をほぼ踏襲されているのではないのでしょうか。これでは市民の意思は反映されていません。

第3点目は、暮らしに関わる予算についても問題があります。現在、市民の生活実態から見て、暮らし優先の予算を編成すべきであります。しかし、本予算では職員給与の引き下げの継続、予算には表れていませんが、同じく職員の休息時間の廃止、市民には敬老祝金の減額、特別会計ではありますが、国保の人間ドック補助廃止など、暮らしを脅かしています。これらの予算の後退は許されません。来年度予算全体を貫いているものは、市民の願いに応える部分もあるものの、全体として不必要な税金の使い方が問題であります。さらに、お金がないというのではなく、福祉の心がない予算となっています。

以上3点を指摘し、反対討論といたします。

議長（田中栄太郎君） 次に、第13番、田中孝嗣君。

13番（田中孝嗣君） おはようございます。13番、田中孝嗣でございます。

私は議第18号平成19年度野洲市一般会計予算について、賛成討論をいたします。

我が国の経済は、消費に弱みが見られるものの、緩やかに景気が回復しており、原油価格の動向が内外経済に与える影響には留意する必要があるものの、先行きについては企業部門の好調さが持続し、国内民間需要に支えられた景気回復が見込まれております。

一方、本市の財政状況については、法人市民税を中心とした税収の伸び悩みや三位一体改革による国、県の補助金や地方交付税の削減など、厳しい状況が続く中、平成19年度

当初予算を編成されるにあたりましては、相当のご苦労があったことと推察する次第でございます。

さて、平成19年度一般会計予算案を見てみますと、減収のように非常に厳しい財政状況の中ではありますが、野洲市総合計画に基づき取り組まなければならない新たな行政課題を盛り込みながら、一方では行政改革に伴う財政健全化計画を進められたものであり、人件費をはじめ経常経費である事務費等については抑制をしながら、新たな行政課題を解決するための経費など、積極的に反映されており、限られた財源の中で野洲市の将来を見据えた重点的かつ効率的な予算編成に努められていることを評価するものであります。

具体的に主要な事業を見てみますと、総合計画の基本目標に沿って豊かな人間性をはぐくむまちを実現していく施策としては、子育てに不安を持つ親などが増加する中で気楽に悩みを相談でき、子育ての情報が得られ、交流の場となる子育て支援センターの増設や子育て家庭訪問事業の実施など、一人ひとりの人権を大切にするまちの創造を目指されております。

人々が支え合う安心なまちを実現していく施策としては、市民活動の基点であるコミュニティセンターにAEDを設置する他、不審者・災害情報メール配信システムの整備など、健康で安心な生活を送ることができるまちを目指されています。

美しい風土を守り育てるまちを実現していく施策としては、荒廃が危惧される里山について、市民参加の里山事業や環境基本計画の推進など、自然や地球環境の保全と創造に重点を置かれたまちづくりを進められております。

地域を支える活力を生むまちを実現している施策としては、工業の育成及び企業立地の推進を図り、工業の振興及び雇用の創出のために工業振興助成金の交付を行うなど、地域産業の振興を図り、安定した就労により安心して働けるまちを目指されております。

潤いとにぎわいのある快適なまちを実現していく施策としては、野洲駅周辺整備計画の策定や引き続き野洲川右岸線道路改良工事を実施するものであり、ユニバーサルデザインの視点に立った利便性の高い都市空間の創造、快適な居住空間の確保に努められております。

市民と行政が共につくるまちを実現する施策としては、市民活動の促進や支援を行う市民活動サポートセンターの設置運営やコンビニ収納システムの導入整備など、市民、企業、行政が交流、連携し、協働することにより、地域を支えていくことを目指されております。

これらどの事業をとりましても、厳しい財政事情にあって、野洲市が新たな行政課題に

果敢に取り組んでいく意思表示であり、将来の都市像として提示されている豊かな自然と歴史に彩られた人が奏でるほほえみ・ときめきのまちを具現化していく予算であると思います。

なお、この厳しい財政危機を乗り切るために、行政改革及び財政健全化計画の推進に本格的に取り組まれ、市民の理解と協働を得ながら大胆かつ着実な改革を進められることであり、議会の立場からも積極的に意見を述べ、また支援をしていかなければならないと考えております。

以上のことから、非常に厳しい財政状況の中ではありますが、将来の野洲市にとって必要な事業を見極め、予算を編成されたものであり、平成19年度野洲市一般会計予算について賛成するものであります。

議長（田中栄太郎君） 次に、第1番、三和郁子君。

1番（三和郁子君） 議第18号平成19年度野洲市一般会計予算案について、反対討論をいたします。

市長は従来のような財政運営では平成22年度に財政再建団体への転落を見通し、財政健全化に向けた行財政改革を強く求めておられます。この観点から、財政危機回避への足がかりを築くことを至上命題として、平成19年度当初予算案が編成され、今期議会に提案されたものと理解しております。

予算編成にあたっては、子どもたちの豊かな人間性をはぐくむ施策の充実をはじめとして、野洲市のまちづくり主要6テーマへの計らいに対する市職皆様の努力とご苦労は十分に評価させていただいております。

しかし、以下に述べます財政危機への取り組み、また予算化にあたっての基本的な考え方に関して、違和感や幾つかの疑問や問題点を見出すことができることに對し、あえて本予算案に反対の討論をいたします。

まず、予算編成の経緯に根本的な問題があります。財政健全化計画実行初年度の19年度予算編成にあたっては、目標年次22年度までの財政健全化シミュレーション、すなわち財政健全化実行プログラムにより、年度ごとの健全化、改善目標値が明確に示され、危機回避への道筋が示されていなければなりません。そのプログラムに沿い、22年度までの複数年度予算管理を意識した中で、19年度予算編成が行われなければならなかったはずであります。しかし、今日現在、財政健全化実行プログラムが示されておりません。予算案議決後にしか改善の検証ができない状況が何とも歯がゆく、危機管理レベルに疑問を

感じます。危機回避への第一歩が踏み出せたと自信を持って市民の皆様と言えるでしょうか。民間で言えば、22年に債務超過で倒産するのがわかっていながら、22年までの詳細な再建計画が示されない中で、どのような財務内容になるかはっきりしませんが、来年度の経営方針を承認していただけないかと株主総会に諮っているのと同じようなことと考えます。理事者の皆さんが株主であったら承認できますか。もちろん、承認は得られないものであり、経営者は退陣することになります。

次に、予算化にあたっての考え方の幾つかに違和感と疑問があります。1つには、新幹線栗東新駅設置負担金2,400万円の予算配分についてです。

一、建設工事費充当の起債、一・二審とも違法判決、一、県の凍結方針、一、19年度県予算に負担金計上なし、一、JR東海の工事費減額案拒否、一、推進か中止かの結論を10月末へ持ち越し、一、市民の理解が得られないとの判断から2月7日工事は着手しない方針を栗東市が表明、実質凍結状態に、一、JRから工事が進んでいないためかなりの額を返金するとの県への打診、一、建設推進への民意は依然として低いなど、当初予算に予算計上しなければならない要件は何一つ見当たらない情勢の中で、予算計上は適正でなく、本来必要な部分への配分を配慮すべきと判断します。

2つには、中主小中学校のパソコン更新の考え方に疑問があります。中学校への365万3,000円の予算配慮は当然のこととはいえ評価させていただきます。しかし、合併当初から格差の認識があり、質、量において授業に支障があると公言されているにも関わらず、小学校への配慮が見送られたことはゆゆしき問題であると同時に、野洲市の子どもたちへの教育に対する理念に大きな振れが生じているのではないかと危惧いたします。身近にある市内校で不公平や格差があってははいけません。その学校の子どもたちや保護者の気持ちを行政は最大限しんしゃくしてあげなければならないと考えます。

3つには、教育研究所への予算、教育研究所事業費39万1,000円に関し疑問があります。この研究所の設置目的は、教育に関する学校園への支援、教職員の資質向上を職務としている部署と認識しております。まさに教職員の資質向上が叫ばれている中、39万円の予算でこの重要な任務が果たせるのでしょうか。他市の同種の予算は、私の調査では少なくともその数倍の予算を配分しているものと認識され、本市の予算配分はいかにも少ないのではないかとこの疑問があります。

もう1点、スポーツ振興室に配属されている嘱託職員2名に対する保健体育費、嘱託職員雇用費、報酬524万5,000円に対し疑問があります。根拠は、そのうちの1名が

外郭団体の事務局長としてその任にあっていると、文教福祉常任委員会において発言されております。これは、公務員法に照らせば、本来業務から逸脱している状態にあると言えるのではないのでしょうか。当市には文化協会、あるいはスポーツ少年団等々たくさんの方外郭団体があります。皆さんは、ボランティアで事務局長をしておられます。この区別を市民の皆さんにどのように説明したらいいのでしょうか。守山市においても、局長はボランティアでやっております。

この件に関して、もう少し言及させていただきますと、私は17年6月議会で補助金委託費交付改革に関する質問の中で、当該嘱託職員の業務内容が市職の本来業務ではない外郭団体の事務業務を行っているのではないかと疑問について、お尋ねをいたしております。そのときの理事者の答弁内容を議事録に忠実に引用して申し上げますと、「……もう1点のそうしたある団体のみというか、時間内に動いているということは、やはり公務員法上違反でございますので、それを指導いたしますので、よろしくお願ひしたいと思ひます」と答弁されております。この答弁には、極めて重いものがあります。明確な違法との認識と改善の必然性を公言しておられます。しかし、ほぼ2年経過した今日現在、改善されていない実態、さらに今議会常任委員会において、先ほども申しましたが、特定外郭団体の事務局長として業務を担当させているとの発言を勘案すれば、公金の支出のあり方において、違法性が認められるのではないかと私は思料します。野洲市の法律遵守の精神はどこに行ってしまったのでしょうか。自治のあり方の基軸が大きくぶれているのではないかと危惧しております。なお、この件に関しましては、今後この状態がどのように推移していくのか、注意深く見ていきたいと考えております。

以上述べましたように、19年度予算案には基本的な理念や考え方において、少なからず違和感、疑問点、問題点があり、見過ごしてできないものと判断し、反対討論をいたしました。また、苦言を申し上げることが本年度の補正予算や来年度以降の予算編成がより適正なものになることへの期待を込めて判断もいたしました。

以上、反対討論といたします。

議長（田中栄太郎君） 以上で、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議第18号平成19年度野洲市一般会計予算は、それぞれの常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

( 多数起立 )

議長 ( 田中栄太郎君 ) ご着席願います。起立多数であります。よって、議第 18 号はそれぞれの常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第 19 号については、討論通告書が提出されておりますので、これを許します。

まず、第 16 番、野並享子君。

16 番 ( 野並享子君 ) 議第 19 号平成 19 年度野洲市国民健康保険事業特別会計予算について、反対討論を行います。

野洲市では国民健康保険に 7,490 世帯、1 万 4,881 人が加入し、43% の世帯が国民健康保険となっています。国民健康保険は社会保険と違って所得に応じた保険料ではなく、応益応能割合を 5 対 5 にするよう、国からの指導があります。そのため、均等割、平等割の負担が大きく、低所得者には過重な負担となっています。しかも、年々医療費が高騰し、国保税にはね返っています。また、加入者も本来社会保険に加入しなければならないような方も、派遣や偽装請負など、国保加入となっています。また、リストラや定年退職などにより、社会保険から国保に入らなければならない人もふえています。

このような現状の中で、高過ぎる国保税が払えない世帯がふえ、滞納額もふえています。この問題を解決するのは滞納の根本原因を明らかにしなければなりません。悪質とひとまとめにされますが、滞納をされている方の多くは低所得者です。国保税が高過ぎるのです。

野洲市では国の指導を忠実に実行され、滞納世帯に対して資格証明書を 184 世帯、短期証明書を 171 世帯に交付していますが、資格証明書の交付は県下 2 番目であり、ずば抜けて冷たい行政となっています。資格証明書の発行はゼロという自治体もあり、野洲市は市民の立場に立った行政となっていない、この行政の姿勢に反対をいたします。

今、生活保護世帯以下の貧困層が 400 万世帯にもなっている現状を見ると、憲法第 25 条に基づき保険証は全員に交付すべきであります。資格証明書は窓口で全額支払わなければならない、受診率は保険証が交付されている方に比べ 200 分の 1 という自治体も生まれています。また、全国の民医連加盟の医療機関の調査で、05 年から今年 2 月にかけて受診遅れで 16 府県で 29 人が死亡していることが明らかになっており、全国的な調査を行えばもっとふえることが予想されます。

また、08 年実施の後期高齢者保険事業のための予算が出されています。この保険は 75 歳以上から死ぬまで保険料を徴収する制度です。しかも、年金からの天引きであり、介護保険と同様に 1 万 5,000 円以下の方は普通徴収で納付書による徴収となります。後

期高齢者保険制度は、これまで扶養家族で保険料を払わなくてもよかった人からも保険料を徴収する制度です。

保険制度というのは、民間の生命保険や傷害・損害保険のように、リスクの少ない人とリスクの高い人がいるから保険料で賄えるのです。リスクの高い人ばかり集めれば、介護保険と同様に保険料がどんどん引き上げられることが予想されます。創設される時からその先が見えているような保険制度の創設そのものに反対をいたします。払える国保税にすることと、資格証明書の発行をやめ、すべての加入者に保険証を交付すべきであります。さらに、国に対して社会保障制度の原則に立って、支払い能力のない人に対しては保険料の免除制度を創設するなど、改善を求めていくべきでございます。

以上、反対討論といたします。

議長（田中栄太郎君） 次に、第11番、藤下茂昭君。

11番（藤下茂昭君） 11番、藤下です。ただいま議題となっております議第19号平成19年度野洲市国民健康保険事業特別会計予算について、賛成討論を行います。

この国民健康保険制度は、相互扶助の精神に基づく国民皆保険制度の基盤をなし、地域医療の確保と地域住民の健康増進に対して重要な役割を果たし、地域医療の確保と地域住民の健康増進のために大いに貢献しているところであります。また、我が国が世界に誇り得るすぐれた制度でもあります。

しかしながら、我が国の高齢化の進展等に伴い、医療費の増高等、医療保険制度を取り巻く環境が大きく変化しております中、今般国においては国民皆保険制度を将来にわたって安定的に持続可能な制度として維持していくために、所要の法改正が行われました。今回の改正は、国民健康保険の財政基盤の安定化に向けた措置と共に、疾病予防のための施策を重視し、適正な医療給付に向け取り組んでいこうということでもあります。

こうした中、本市の平成19年度国民健康保険事業特別会計予算につきましては、まず歳入では、国民健康保険税率において財政調整基金等の活用により、医療分を現行税率に据え置き、また介護分については負担金に見合う税率とすべく引き下げられた中で財源を確保し、被保険者の税負担に一定配慮された中で予算編成をされたものとなっております。

また、歳出につきましては、医療費の適正化に向け、従来からのレセプト点検や人間ドック等の検診助成に加え、平成20年度からは義務化されます特定健診等生活習慣病予防に向けた事業である国保ヘルスアップ事業を積極的に取り組んでいこうとすることは、大いに評価するものであります。

今後は、国民健康保険の財政運営が安定し、そして良質な医療が提供できるように、こうした医療費の適正化対策のさらなる取り組みに努められ、また受益者負担の公平性の観点からも、歳入の確保に向けた国民健康保険税の収納率向上に一層努力されることを希望いたします、賛成討論といたします。

議長（田中栄太郎君） 以上で、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議第19号平成19年度野洲市国民健康保険事業特別会計予算は、文教福祉常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（多数起立）

議長（田中栄太郎君） ご着席願います。起立多数であります。よって、議第19号は文教福祉常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第20号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議第20号平成19年度野洲市老人保健事業特別会計予算は、文教福祉常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

議長（田中栄太郎君） ご着席願います。起立全員であります。よって、議第20号は文教福祉常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第21号については、討論通告書が提出されておりますので、これを許します。

まず、第16番、野並享子君。

16番（野並享子君） 議第21号平成19年度野洲市介護保険事業特別会計予算について、反対討論を行います。

介護保険は昨年見直しが行われ、大幅な保険料の引き上げとなりました。介護保険の制度そのものは負担割合も決まっており、野洲市の裁量でどうすることもできない内容であります。しかしながら、昨年は老年者控除の廃止や年金の課税限度額引き下げなども加わり、第3段階から第5段階になった人など、大幅な引き上げになりました。そのため、激変緩和措置ということで、3年間かかって保険料を引き上げることになりました。来年度予算でも362人の方は介護保険料が引き上げられます。年金額が変わらないにも関わら

ず雪だるま式に負担がふえる状況であり、高齢者にとっては大変な状況となっています。国の負担割合をふやしていくことや、収入に応じて介護保険料を徴収するなど、制度の抜本的な改善を国に強く求められることを要求して、反対討論といたします。

議長（田中栄太郎君） 次に、第19番、原田薫君。

19番（原田 薫君） 19番、原田でございます。ただいま議題となっております議第21号平成19年度介護保険事業特別会計予算について、賛成討論を行います。

我が国は9年後の2015年にはベビーブーム世代が高齢期に到達し、2025年にはさらに後期高齢期を迎え、高齢化がピークに達する状況になります。

こうした将来展望を踏まえ、国は介護保険制度を将来に向け持続可能な制度にするため、予防重視型システムの確立を目指し、制度改革を行いました。2年目を迎える19年度は、制度改革のねらいであります予防を重視したサービス体系が本格的に動き出す年度と言えます。

こうした中で、本市では平成19年度介護保険事業特別会計予算につきましては、まず歳入では保険料改定の2年目として対象者増や激変緩和などを踏まえ、18年度の収入予算額を参考に、安全かつ慎重に見込んでいると言えます。一方、歳出では全体の伸び率は平成18年度予算では前年度伸び率5.1%に対し、19年度には2.1%に抑え、18年度の給付実績を基本に、居宅介護サービス給付費をはじめ、施設介護給付費や18年度新設した地域密着型介護サービス給付費等を適正に見込んでいると考えられます。

また、先に申し上げました介護保険改定の目的であります介護予防のための地域支援事業では、特定高齢者を対象とする各種の予防教室の充実を図るため、対前年度比では15%の伸びを見込んでおります。積極的な介護予防事業の推進に取り組む意気込みを感じるところでございます。今後、この介護予防事業につき、広く高齢者やその家族の理解と積極的な参加を得、予防事業の効果として介護給付費の適正化や元気な高齢者が増加するよう、さらに予防活動の充実を向上されることを期待いたします。

最後になりますが、近い将来寝たきり高齢者ゼロのまちの実現がかなうことを願いまして、賛成討論といたします。

議長（田中栄太郎君） 以上で、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議第21号平成19年度野洲市介護保険事業特別会計予算は、文教福祉常任委員長の報

告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

( 多数起立 )

議長(田中栄太郎君) ご着席願います。起立多数であります。よって、議第21号は文教福祉常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第22号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議第22号平成19年度野洲市地域医療振興資金貸付事業特別会計予算は、文教福祉常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

( 全員起立 )

議長(田中栄太郎君) ご着席願います。起立全員であります。よって、議第22号は文教福祉常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第23号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議第23号平成19年度野洲市下水道事業特別会計予算は、環境経済建設常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

( 全員起立 )

議長(田中栄太郎君) ご着席願います。起立全員であります。よって、議第23号は環境経済建設常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第24号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議第24号平成19年度野洲市墓地公園事業特別会計予算は、環境経済建設常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

( 全員起立 )

議長(田中栄太郎君) ご着席願います。起立全員であります。よって、議第24号は環境経済建設常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第25号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議第 25 号平成 19 年度野洲市基幹水利施設管理事業特別会計予算は、環境経済建設常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

( 全員起立 )

議長 ( 田中栄太郎君 ) ご着席願います。起立全員であります。よって、議第 25 号は環境経済建設常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第 26 号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議第 26 号平成 19 年度野洲市工業団地等整備事業特別会計予算は、環境経済建設常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

( 多数起立 )

議長 ( 田中栄太郎君 ) ご着席願います。起立多数であります。よって、議第 26 号は環境経済建設常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第 27 号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議第 27 号平成 19 年度野洲市土地取得特別会計予算は、総務常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

( 全員起立 )

議長 ( 田中栄太郎君 ) ご着席願います。起立全員であります。よって、議第 27 号は総務常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第 28 号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議第 28 号平成 19 年度野洲市水道事業会計予算は、環境経済建設常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

( 全員起立 )

議長 ( 田中栄太郎君 ) ご着席願います。起立全員であります。よって、議第 28 号は環境経済建設常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第29号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議第29号平成18年度野洲市一般会計補正予算(第4号)は、それぞれの常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

議長(田中栄太郎君) ご着席願います。起立全員であります。よって、議第29号はそれぞれの常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第30号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議第30号平成18年度野洲市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)は、文教福祉常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

議長(田中栄太郎君) ご着席願います。起立全員であります。よって、議第30号は文教福祉常任委員長の報告のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

(午前10時29分 休憩)

(午前10時45分 再開)

議長(田中栄太郎君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議第31号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議第31号平成18年度野洲市老人保健事業特別会計補正予算(第2号)は、文教福祉常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

議長(田中栄太郎君) ご着席願います。起立全員であります。よって、議第31号は文教福祉常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第32号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議第32号平成18年度野洲市介護保険事業特別会計補正予算(第3号)は、文教福祉常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

議長(田中栄太郎君) ご着席願います。起立全員であります。よって、議第32号は文教福祉常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第33号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議第33号平成18年度野洲市下水道事業特別会計補正予算(第3号)は、環境経済建設常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

議長(田中栄太郎君) ご着席願います。起立全員であります。よって、議第33号は環境経済建設常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第34号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議第34号平成18年度野洲市墓地公園事業特別会計補正予算(第1号)は、環境経済建設常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

議長(田中栄太郎君) ご着席願います。起立全員であります。よって、議第34号は環境経済建設常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第35号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議第35号平成18年度野洲市工業団地整備事業特別会計補正予算(第2号)は、環境経済建設常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

議長(田中栄太郎君) ご着席願います。起立全員であります。よって、議第35号は環境経済建設常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第36号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議第36号平成18年度野洲市水道事業会計補正予算(第2号)は、環境経済建設常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

議長(田中栄太郎君) ご着席願います。起立全員であります。よって、議第36号は環境経済建設常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第37号については、討論通告書が提出されておりますので、これを許します。

まず、第17番、小菅六雄君。

17番(小菅六雄君) 議第37号度野洲市総合計画基本構想を定めることについて、反対討論を行います。

この野洲市総合計画基本構想を定めることにつきましては、同時に次の議第38号の野洲市国土利用計画を定めることについての議案も同趣旨で反対を表明しておきます。

今回提出されております計画の基本構想の目的は、この本文にも書かれていますが、野洲市の将来都市像、まちづくりの基本理念、またまちづくりの基本目標を定めるものであります。合併後の野洲市の将来にとって大変大事な計画策定でもあります。それだけに、地方自治法の理念に基づく将来構想でなくてはなりません。

ところが、重要な基本的な部分で、私はあるべき本来の方向から外れていると言わなければなりません。議案質疑でも共産党議員団が述べましたが、今回の策定にあたり、市民の5,000人を対象にしたアンケートを実施されました。この回答で、まちづくりのキーワードとして、「自然・環境」「健康・安心・安全」を掲げる人が多く、市が力を入れて取り組むべき内容も「自然環境の保全」や「福祉・保健・医療の充実」が高い比率で回答されました。

私はこの市民の声を反映した計画が策定されなければならないと思います。その意味で、今回の計画はその内容から外れていると思います。

1点目には、この総合計画の基本構想、計画、さらにこれに基づく国土利用計画の基本は、全体として開発優先で貫かれていると思います。市街化の拡大、新たな拠点としての都市構想、また新駅開発、企業誘致などが中心となっています。もちろん、私自身市街化の拡大や企業誘致そのものを否定する立場ではありません。しかし、本計画全体を貫いて

いるのが開発優先の構想であります。このような立場は、本計画書に書かれておりますま  
くら言葉としてのまちの均衡ある発展と書かれていますが、決してそのようなことになら  
ないと思います。均衡ある発展というならば、いわゆる開発優先、中心部開発ではなく、  
市の全体、周辺部を含めた均衡ある発展とまちづくりの形成が必要であります。

例えば、現在本市では兵主学区をはじめ周辺学区では人口が減少傾向であります。これ  
は本計画の人口フレームでも兵主学区では人口減少が顕著で、そのようなフレームが出さ  
れています。これでは、均衡ある発展はありません。もちろん、中心部もそうですが、市  
全体、とりわけ周辺部の歴史と伝統、文化、産業の継承を進行させ、魅力ある発展計画、  
このような立場をもっと推進する構想と計画が必要であると思います。

この点では、先ほど言いましたように、再三言っておりますように、本計画を見る限り、  
そのような視点に立っていません。私は、言葉を変えるなら不均衡発展となる計画と思  
います。

2点目の問題は、まちづくりの基本理念が人権と環境とされています。この中で重大な  
問題が人権推進という名のもと、同和問題解決として、構想の中では同和問題や部落差別  
に対して正しい知識を示して行動することができると考えられる市民の割合を、現在の2  
8.2%から14年後には95%にすると設定されています。つまり、今後14年間も含  
めて同和行政を継続されようとしている点であります。今、野洲市でも地域改善特別措置  
法が終了し、一般施策に移行し、自立を求めていく方向が必要であります。しかし、そう  
ではなく、先に言いましたように、今後引き続き行政が同和問題を固定化する計画となっ  
ています。つまり、あるべき方向から逆行する計画であります。

以上、まちづくりの将来、そして市民の将来を左右する重要な計画でありながら、基本  
点でそこから外れているものでありまして、本議案には反対するものであります。反対討  
論といたします。

議長（田中栄太郎君） 次に、第21番、林克君。

21番（林 克君） 21番、林克です。ただいま議題となっております議第37号  
第1次野洲市総合計画基本構想を定めることについて、賛成討論を申し上げます。

今回提案されている基本構想につきましては、今後14年間の野洲市の方向性を定める  
長期計画であり、豊かな自然と歴史を大切にしながら、人の営みが調和したまちを目指し  
て、人権と環境を土台に生きる意味が実感できる社会を創造していこうとするものであり  
ます。

行政運営においては計画性が最も重要とされるところですが、今回の構想では、目まぐるしく変化する時代の中で、野洲市の置かれている現状を的確に把握され、今後野洲市が行うべき施策の6つの基本目標として分類し、明確にすると同時に、施策あるいは事業の実施については、行政評価システムと連動して行うこととなっており、計画と評価が一体となり、相乗的な効果を発揮できるものと期待されます。また、野洲市が置かれている財政状況は非常に厳しいものがありますが、この構想では構想期間の前半に行政改革推進期間を位置付けており、確固たる財政的基盤のもとにまちづくりに取り組んでいく姿勢が感じられるものであります。

したがいまして、第1次野洲市総合計画基本構想を定めることについて、賛成するものであります。また、第38号についても同じだと思っております。議員各位におかれましてはご賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（田中栄太郎君） 以上で、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議第37号第1次野洲市総合計画基本構想を定めることについては、総務常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（多数起立）

議長（田中栄太郎君） ご着席願います。起立多数であります。よって、議第37号は総務常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第38号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議第38号野洲市国土利用計画（第1次野洲市計画）を定めることについては、総務常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（多数起立）

議長（田中栄太郎君） ご着席願います。起立多数であります。よって、議第38号は総務常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第39号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議第39号指定管理者の指定の変更につき議決を求めることについては、文教福祉常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

議長(田中栄太郎君) ご着席願います。起立全員であります。よって、議第39号は文教福祉常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第40号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議第40号町・字の区域及び名称の変更については、総務常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

議長(田中栄太郎君) ご着席願います。起立全員であります。よって、議第40号は総務常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第41号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議第41号市道路線の認定及び廃止については、環境経済建設常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

議長(田中栄太郎君) ご着席願います。起立全員であります。よって、議第41号は環境経済常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第42号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議第42号滋賀県市町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更については、総務常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

議長(田中栄太郎君) ご着席願います。起立全員であります。よって、議第42号は総務常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第43号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議第43号滋賀県自治会館管理組合理約の変更については、総務常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

議長(田中栄太郎君) ご着席願います。起立全員であります。よって、議第43号は総務常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第44号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議第44号滋賀県市町村職員退職手当組合理約の変更については、総務常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

議長(田中栄太郎君) ご着席願います。起立全員であります。よって、議第44号は総務常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第45号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議第45号滋賀県市町村職員研修センター規約の変更については、総務常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

議長(田中栄太郎君) ご着席願います。起立全員であります。よって、議第45号は総務常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第46号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議第46号滋賀県市町村交通災害共済組合理約の変更については、総務常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

議長(田中栄太郎君) ご着席願います。起立全員であります。よって、議第46号は

総務常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、請願第1号については、討論通告書が提出されておりますので、これを許します。

第16番、野並享子君。

16番（野並享子君） 請願第1号中学校卒業まで医療費の完全無料化を求める請願について、賛成討論を行います。

多くの方々の要望であり、また今回のこの請願には個人署名も添えられ、市民の皆さんからは中学校卒業まで医療費の完全無料化を求める切実な声が添えられておりました。何かの代表質問で、学校での歯科検診の完治率について質問をいたしました。再質問ということで各学校でまとめているのでということで答弁がございませんでした。13日の文教福祉常任委員会で、教育委員会からその内容の回答がありました。学校での歯科検診は3,004人が検診をした、そのうち治療の勧告が出されたのは1,258人であり、41.9%、治療済みが673人で53.5%という答弁でございました。完治率が約半分ということでもあります。無料になれば完治率もふえるのではないのでしょうか。歯というのは、一番体のおおもとであります。また、委員会の中で当局から4,700万円あればできるということも答弁されました。子どもが病気になったときに、お金の心配もなく病院に連れていきたい、子育て応援の野洲市として4,700万円が出せないお金ではないはずです。

質疑の中で、扶助費がどんどんふえているということをおっしゃった議員がありました。財政的に今大変だからということをおっしゃった議員がいましたが、この中学校までの医療費の無料化というのを、扶助費という考え方ではなく、野洲市として投資としての位置付けにすべきだと私は思います。子育てを応援する野洲市というアピールになれば、野洲市に流入される若い方々や、また引っ越そうかなと思っていた方々もとどまられる。まちの活性化にもなります。

市街化区域の整備など、今総合計画が出されておりますが、人が住みたいなと思ってもらえるようなまちにしない限り、幾ら整備をしても住んでいただけません。しかも、こういった子育てを応援するというアピールというのは、今県下で中学校卒業まで入院の無料化をしているのは2つのまちだけです。そういう意味において、まだ中学校まで完全医療費の無料化をしているのは、県下でまだございません。

こういった中で、野洲がいち早くアピールをすることが本当にまちの活性化にもなり、またお父さん、お母さんの助けにもなり、子どもたちも早期に治療ができ、三方よしとい

う状況になるのではないでしょうか。

よって、この請願に賛成をし、討論といたします。

議長（田中栄太郎君） 以上で、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

請願第1号中学校卒業まで医療費の完全無料化を求める請願は、文教福祉常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（多数起立）

議長（田中栄太郎君） ご着席願います。起立多数であります。よって、請願第1号は文教福祉常任委員長の報告のとおり不採択とすべきものと決しました。

次に、請願第2号については、討論通告書が提出されておりますので、これを許します。

第17番、小菅六雄君。

17番（小菅六雄君） 請願第2号労働法制を改悪するのではなく、改善するよう国に求めて下さいの請願の賛成討論を行います。

この請願は、請願趣旨にも書かれていますように、1つ目に何時間働いても残業代が出ないというホワイトカラー・エグゼンプション、また2つ目には不当解雇の場合金銭を払えば合法的に解決できる解雇の金銭解決制度の導入の考え、3つ目には労働者が反対しても就業規則を変えれば労働条件を変更できるという一連の労働法制改悪に反対することを求め、同時に改悪どころか正規雇用の改善、最低賃金の引き上げなど、労働条件の改善を求めた請願であります。

ご承知のように、これら一連の改悪は、小泉内閣がアメリカや財界の意向を受け、2004年3月に導入の方向を決定しました。その後2005年4月には、厚労省が検討に入り、そして2007年度を目処に法案提出を予定されていたものであります。この残業代ゼロ法案などは、著しく労働者の労働条件を後退させ、さらに健康と生活を破壊するものと、全労連をはじめ連合の労働組合団体など、国民的批判の高まりから夏の参議院選挙への影響を恐れた政府与党は、今国会では法案提出を見送っている経過があります。しかし、政府は今後選挙の結果や国民の動向を見ながら、参議院選挙後の臨時国会にも提出しようとしています。

このような労働法制の改悪は許されません。今必要なことは、これも請願文書に書かれていますように、ワーキング・プアや格差と貧困の広がる中、正規雇用の増大、賃金の引

き上げなど、労働条件の改善であります。

よって、この請願は市民の願いを込めたものであり、採択すべきものと考え、賛成討論といたします。

議長（田中栄太郎君） 以上で、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

請願第2号労働法制を改悪するのではなく、改善するよう国に求めて下さい（請願書）は、環境経済建設常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（多数起立）

議長（田中栄太郎君） ご着席願います。起立多数であります。よって、請願第2号は環境経済建設常任委員長の報告のとおり不採択とすべきものと決しました。

（日程第4）

議長（田中栄太郎君） 日程第4、閉会中の継続審査についてを議題といたします。

総務常任委員長からお手元に配付いたしました申し出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。

閉会中の継続審査について、総務常任委員長から申し出のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

議長（田中栄太郎君） ご着席願います。起立全員であります。よって、総務常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査をすることに決しました。

暫時休憩いたします。

（午前11時16分 休憩）

（午前11時17分 再開）

議長（田中栄太郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま追加議案が提出されました。

お諮りいたします。

この際提出されました発議第1号から発議第3号まで及び委任専決第3号及び委任専決第4号並びに議第47号から議第51号まで（野洲市議会会議規則の一部を改正する規則他9件）を日程に追加し、議題といたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(田中栄太郎君) ご異議なしと認めます。よって、発議第1号から発議第3号まで及び委任専決第3号及び委任専決第4号並びに議第47号から議第51号まで(野洲市議会会議規則の一部を改正する規則他9件)を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

(追加日程第1)

議長(田中栄太郎君) 追加日程第1、発議第1号野洲市議会会議規則の一部を改正する規則及び発議第2号野洲市議会委員会条例の一部を改正する条例並びに発議第3号野洲市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を一括議題といたします。

それでは、提出者から提案理由の説明を求めます。

第23番、河野司君。

23番(河野 司君) 23番、河野でございます。

ただいま議長の発言の発議第1号から発議第3号まで、提案理由の説明をさせていただきます。

まず、発議第1号野洲市議会会議規則の一部を改正する規則について説明をいたします。

本規則は、地方自治法の一部改正に伴い議会制度が見直しされたことにより、委員会が議案を提出する場合の手続や引用条項の整理など、所要の改正を行うものであります。

次に、発議第2号野洲市議会委員会条例の一部を改正するについて説明をいたします。

本条例についても、地方自治法の一部改正に伴い、議会制度が見直しされたことにより、委員の選任及び常任委員の所属変更を議長権限により行うなど、所要の改正を行うものであります。

次に、発議第3号野洲市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について説明をいたします。

本条例は地方自治法の一部改正に伴う引用条例名等の改正並びに議長、副議長及び議員の報酬の月額について、昨今の厳しい市財政状況にかんがみ、議会の責務として行財政改革を率先垂範して推進すべく、平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間、それぞれ100分の3を減額するものであります。なお、提出議案以上3件は、いずれも平成19年4月1日から施行するものでございます。

どうぞよろしくご賛同賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

議長（田中栄太郎君） それでは、ただいま議題となっております発議第1号から発議第3号までの各議案について質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

（「なし」という声あり）

議長（田中栄太郎君） ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております発議第1号から発議第3号までの各議案については、会議規則第39条第2項の規定より、委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（田中栄太郎君） ご異議なしと認めます。よって、発議第1号から発議第3号までの各議案については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

それでは、ただいま議題となっております発議第1号から発議第3号までの各議案について討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（田中栄太郎君） 討論がないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

発議第1号野洲市議会会議規則の一部を改正する規則は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

議長（田中栄太郎君） ご着席願います。起立全員であります。よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

発議第2号野洲市議会委員会条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

議長（田中栄太郎君） ご着席願います。起立全員であります。よって、発議第2号は

原案のとおり可決されました。

発議第3号野洲市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

( 全員起立 )

議長(田中栄太郎君) ご着席願います。起立全員であります。よって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

( 追加日程第2 )

議長(田中栄太郎君) 追加日程第2、委任専決第3号及び委任専決第4号(損害賠償の額を定めることについて他1件)について、市長より報告を求めます。

市長。

市長(山崎甚右衛門君) 委任専決第3号損害賠償の額を定めることについてご報告を申し上げます。

平成19年2月6日、野洲文化ホール駐車場内において発生した駐車中の自動車への公用自動車の追突事故について、市の賠償額を7万4,188円と定めるものでございます。地方自治法第96条第1項第13号の規定に基づき、損害賠償の額を定めることについて、同法第180条第1項の規定に基づき専決処分をしたものを、同条第2項の規定により報告するものでございます。

よろしくお願ひ申し上げます。

専決第4号損害賠償の額を定めることについてご報告を申し上げます。

平成19年1月10日、市道野洲川左岸線路上において発生した路面の損傷に伴う自動車物損事故に対し、市の損害賠償額を3万5,542円と定めるものであります。地方自治法第96条第1項第13号の規定に基づき、損害賠償の額を定めることについて、同法第180条第1項の規定に基づき専決処分をしたものを、同条第2項の規定により報告するものでございます。

よろしくご理解を賜りたいと思います。

( 追加日程第3 )

議長(田中栄太郎君) 追加日程第3、議第47号から議第51号(平成18年度野洲市一般会計補正予算(第5号)他4件)を一括議題といたします。

事務局に議件を朗読させます。

事務局長(山中重樹君) それでは、議件を朗読いたします。

議第 4 7 号平成 1 8 年度野洲市一般会計補正予算(第 5 号)、議第 4 8 号平成 1 8 年度野洲市介護保険事業特別会計補正予算(第 4 号)、議第 4 9 号平成 1 8 年度野洲市下水道事業特別会計補正予算(第 4 号)、議第 5 0 号訴えの提起について、議第 5 1 号指定管理者の指定の変更につき議決を求めることについて。

以上です。

議長(田中栄太郎君) 議件の朗読が終わりましたので、市長の提案理由の説明を求めます。

市長。

市長(山崎甚右衛門君) それでは、議第 4 7 号から議第 4 9 号までの平成 1 8 年度野洲市一般会計補正予算及び平成 1 8 年度野洲市特別会計補正予算について、ご説明を申し上げます。

今回、追加提案をさせていただきました補正予算につきましては、地方自治法第 2 1 3 条に定める繰越明許費の議決を求めるものでございます。

まず、議第 4 7 号平成 1 8 年度野洲市一般会計補正予算(第 5 号)について説明を申し上げます。

民生費の民間保育所施設整備補助事業では、野洲優愛保育園モンチが平成 2 0 年 4 月の開所を目指し、保育所を整備されるにあたり、平成 1 9 年度に補助する予定をしておりましたが、国の次世代育成交付金が前倒しとなり、平成 1 8 年度で追加交付の内示がありました。

しかしながら、工事の進捗状況から、交付金の全額を次年度に繰り越されることとなりましたことから、本市の補助金 6, 1 8 6 万円も次年度へ繰り越すものでございます。

土木費の野洲川右岸線整備事業では、工事請負費 6, 3 3 5 万円を次年度へ繰り越すものであります。

当工事につきましては、県道近江八幡守山線より約 4 0 0 メートルを 2 工区に分割し施工しているものでありますが、道路新設に伴う各機関との協議に相当な時間を要したことから、測量設計業務の完了が遅れ、当改良工事の施工規模並びに施工内容から判断すると、年度内の完成が見込めないため、次年度に繰り越すものであります。

都市計画道路市三宅北櫻線整備事業では、7, 0 3 0 万 1, 0 0 0 円を繰り越すものであります。市三宅北櫻線の工事につきましては、国道事務所との実施協議に時間を要したこと、一部所有者からの土地の取得が年度内では困難となりましたこと、また区画整理事

業におきましては、補償物件の移転工事に時間を要し、公共施設管理者負担金の年度内支払いができなくなったことによるものであります。

地方特定道路市三宅北櫻整備事業では、都市計画道路整備事業に関連する工事及び用地取得の進捗の状況から、1,574万3,000円を次年度へ繰り越すものであります。

次に、議第48号平成18年度野洲市介護保険事業特別会計補正予算(第4号)につきましてご説明を申し上げます。

介護保険システム改修事業では、国の補助金が本年度で予算措置されましたが、後期高齢者医療制度及び国民健康保険との制度間調整の取り扱いの細部がまだ決定されていないことから、本年度中の改修が困難となったため、委託料の477万8,000円を次年度へ繰り越すものであります。

次に、議第49号平成18年度野洲市下水道事業特別会計補正予算(第4号)につきまして説明を申し上げます。

公共下水道事業の辻町4号枝線管渠築造事業では、関係機関との協議に期間を要しましたことから、工事請負費3,038万8,000円を、また中畑4号枝線管渠築造事業では、土地区画整理事業の進捗並びに他の工事との調整に期間を要したことから、工事請負費1,456万7,000円を次年度に繰り越すものであります。

次に、議第50号訴えの提起についてご説明を申し上げます。

市営住宅入居者の未払住宅使用料について、再三にわたる督促、納付指導、催告に関わらず支払いについての改善が見られないため、本年2月19日に大津簡易裁判所に民事訴訟法第383条の規定に基づき、支払督促の申し立てをしたところ、連帯保証人、若仁諭氏さんから本年3月6日に支払督促に対する異議申し立てがされ、訴訟に移行することから、地方自治法第96条第1項第12号の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議第51号指定管理者の指定の変更につきましてご説明を申し上げます。

先に議案の第12号でご説明を申し上げましたとおり、野洲こどもの家を分割し、野洲第一こどもの家と野洲第二こどもの家に、また祇王こどもの家を分割し、祇王第一こどもの家と祇王第二こどもの家とするため、指定管理者制度による管理施設の指定を変更することにつきまして、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

この件につきましては、議案の第12号の提案と同時に提案すべきこととございました

が、取り遅れましたことについておわびを申し上げておきます。

以上でございます。

議長（田中栄太郎君） 暫時休憩いたします。

（午前 11 時 35 分 休憩）

（午後 1 時 00 分 再開）

議長（田中栄太郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議第 47 号から議第 51 号について質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（田中栄太郎君） ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議第 47 号から議第 51 号につきましては、会議規則第 39 条第 2 項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（田中栄太郎君） ご異議なしと認めます。よって、議第 47 号から議第 51 号につきましては、委員会付託を省略することに決定しました。

次に、議第 47 号から議第 51 号について、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（田中栄太郎君） 討論がないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより順次採決いたします。

お諮りいたします。

まず、議第 47 号平成 18 年度野洲市一般会計補正予算（第 5 号）は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

議長（田中栄太郎君） ご着席願います。起立全員であります。よって、議第 47 号は原案のとおり可決されました。

次に、議第 48 号平成 18 年度野洲市介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

( 全員起立 )

議長 ( 田中栄太郎君 ) ご着席願います。起立全員であります。よって、議第 48 号は原案のとおり可決されました。

次に、議第 49 号平成 18 年度野洲市下水道事業特別会計補正予算 ( 第 4 号 ) は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

( 全員起立 )

議長 ( 田中栄太郎君 ) ご着席願います。起立全員であります。よって、議第 49 号は原案のとおり可決されました。

次に、議第 50 号訴えの提起については、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

( 全員起立 )

議長 ( 田中栄太郎君 ) ご着席願います。起立全員であります。よって、議第 50 号は原案のとおり可決されました。

次に、議第 51 号指定管理者の指定の変更につき議決を求めることについては、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

( 全員起立 )

議長 ( 田中栄太郎君 ) ご着席願います。起立全員であります。よって、議第 51 号は原案のとおり可決されました。

以上で、本定例会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。ここで、市長より発言を求められておりますので、これを許します。

市長。

市長 ( 山崎甚右衛門君 ) 平成 19 年第 1 回野洲市議会定例会の閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会は、去る 2 月 28 日に招集させていただき、本日に至りますまで 24 日間にわたり、平成 19 年度予算をはじめ、数多くの重要案件についてご審議をいただき、まちづくり基本条例案を除き、その他提案いたしました案件すべて原案どおりお認めを賜りまして、誠にありがとうございました。

ただ、まちづくり基本条例では、さまざまなお意見をいただきましたが、市民による検討委員会において多くの市民の意見を集約し、十分な検討の結果条例素案として提言をいただき、この素案を尊重し、行政内部でも協議を重ね、パブリックコメントを経ての提案

でありましたことから、今回継続審議となりましたことは、残念な思いがございますが、議会、行政、市民が一体となってまちづくりを進めていくために、閉会中にもご審議を重ねていただき、十分な議論の上皆様のご理解を得て、本条例が早期に制定できますことをお願い申し上げたいと思います。

また、本定例会では、代表質問並びに一般質問につきまして、貴重なご意見やご提言も数多くいただきました。こうしたご意見やご提言は十分尊重し、財政状況も踏まえながら、できることから施策に反映しながら市政運営にあたってまいりたいと考えております。

さて、いよいよ来年度平成19年度から総合計画をはじめまちづくりの骨格となる重要な計画を実行に移す年となり、改めまして市民の皆さんの期待の大きさを痛感すると共に、身の引き締まる思いがいたしております。

特に、総合計画に示されております目指すべき都市像は、豊かな自然と歴史に彩られ、人が奏でるほほえみ・ときめきのまちの実現を目指すためにも、一步一步着実に取り組んでいきたいと思っておりますので、議員の皆さんのご指導、ご理解を賜りたいと存じております。

最後になりましたが、いよいよ陽春の候となり、また県議会議員選挙も間近に迫ってまいりましたが、議員の皆さんにおかれましては、今後とも市政運営に一層のご指導、ご協力を賜りますことをお願い申し上げますと共に、ご自愛の上、野洲市発展のためにご活躍いただきますことをご祈念申し上げます、閉会にあたりましての御礼のご挨拶とさせていただきます。

長期間のご審議誠にありがとうございました。

議長（田中栄太郎君） これをもって、平成19年第1回野洲市議会定例会を閉会いたします。（午後1時08分 閉会）

野洲市議会会議規則第120条の規定により下記に署名する。

平成19年3月23日

野洲市議会議長            田 中 栄太郎

署 名 議 員            田 中 孝 嗣

署 名 議 員            中 田 幸 子